

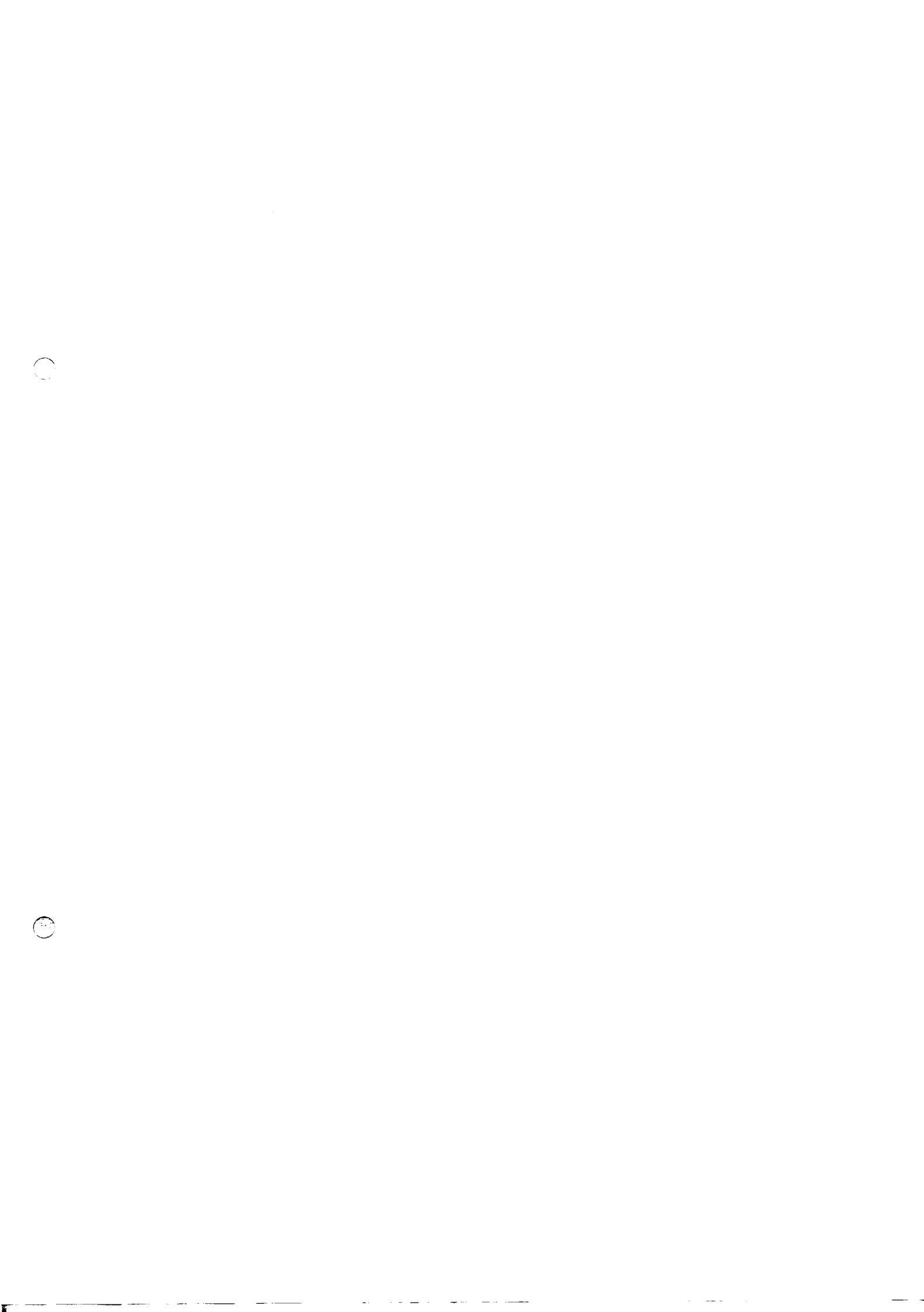
内閣参質一六五第四六号

平成十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 扇千景殿

参議院議員福島みづほ君提出教科用図書採択の公正確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出教科用図書採択の公正確保に関する質問に対する答弁書

一及び二について

教科用図書の検定の申請者は、検定申請図書の著作編修に関与したすべての者の氏名、職業等を記載した著作編修関係者名簿を文部科学大臣に提出することとされている。検定申請図書の著作編修関係者については、その著作編修の実態を踏まえて、申請者において正確に記載すべきものであると考える。

三について

文部科学省としては、著作編修関係者名簿は、客観的かつ公正な教科用図書の検定を行う観点から、検定審査に携わる教科用図書検定調査審議会の委員が検定申請図書の著作編修に関与していないことを確認するために申請者に提出させているものであることから、教科用図書検定調査審議会の委員と関係のない者の氏名等を当該名簿から削除する申請については、削除の申請理由を問う必要はないものと考える。

C

C